

○財務省告示第十号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十七年十二月十五日に発行した個
 人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十八年一月七日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第六十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六	条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で百四十四億七千四百	十三万円	一万円	平成二十七年十二月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・〇五パーセント	平成二十八年六月十五日を支払
							する。			た金額を支払う。ただし、支払

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金の取扱

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十年十二月十五日
 平成二十七年十二月十五日
 日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十八年十二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、

次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十八年十二月十五日

から平成二十九年六月十五日
 前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{繰上り金} - \text{繰下り金}}{100} \times 2 - \text{受入総額} - \text{利息}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合

十八

元利金支
払場所

日本銀行